兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第13号外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○ 母子保健規則の一部を改正する規則(健康増進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則及び兵庫県立先端科学技術支援セ	
ンター管理規則の一部を改正する規則(工業振興課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

公布された法令のあらまし

●母子保健規則の一部を改正する規則条例 (規則第17号)

母子保健法の一部改正により、同法の規定に基づき県が行う未熟児の養育に必要な医療の給付等の事務が市 町に移譲されることに伴い、当該事務に係る規定を削除する等所要の整備を行うこととした。

- ●工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則及び兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の 一部を改正する規則(規則第18号)
- 1 工業技術センター機械器具の新規購入等に伴い、当該機械器具に係る使用料の額を定める等所要の整備を 行うこととした。
- 2 兵庫県立先端科学技術支援センターのうち、第3期施設である兵庫県放射光ナノテク研究所を公の施設と しては廃止することに伴い、同研究所の附属設備である機械器具等に係る利用料金の基準額を廃止すること とした。

規則

母子保健規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第17号

母子保健規則の一部を改正する規則

母子保健規則(昭和41年兵庫県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条から第10条までを削る。

第11条第1項中「省令」を「母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)」に、「様式第13号又は様式第14号」を「様式第1号又は様式第2号」に改め、同条を第2条とする。

第11条の2から第16条までを削る。

別表を削る。

様式第1号から様式第12号までを削る。

様式第13号中「(第11条関係)」を「(第2条関係)」に、「兵庫県知事殿」を「兵庫県知事様」に、「有(台)」を「有(台)」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第14号中「(第11条関係)」を「(第2条関係)」に、「兵庫県知事殿」を「兵庫県知事様」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第15号及び様式第16号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の目前に行われ、又は行われるべきであった養育医療の給付については、改正前の母子保 健規則第11条の2から第16条まで、別表、様式第15号及び様式第16号の規定は、なおその効力を有する。

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則及び兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第18号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則及び兵庫県立先端科学技術支援センター 管理規則の一部を改正する規則

(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部改正)

第1条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第3工作機械の款振動バレル研磨盤の項及びワイヤーカット放電加工機の項を削り、同款集束イオン ビーム加工装置の項の次に次のように加える。

紫外レーザー加工装置	1時間につき	5,500円
------------	--------	--------

別表第3工作機械の款に次のように加える。

MEMS製作用スパッタリング装置	1時間につき	3,000円
MEMS製作用スプレーコーター	1時間につき	1,600円
MEMS製作用ダイシングソー	1時間につき	2,000円
MEMS製作用プロジェクション描画装置	1時間につき	5,700円
MEMS製作用両面マスクアライナー	1時間につき	4,300円
MEMS製作用ワイヤーボンダー	1時間につき	1,200円

別表第3ゴム機械の款ゴム押出機の項及びゴム用射出成型装置の項、溶接機械の款、加熱炉の款高温電気炉の項、焼入槽の項からプラズマ浸炭装置の項まで、化学気相析出装置の項、真空脱脂洗浄機の項及びガス及び油冷却形真空熱処理炉の項、皮革機械の款ポリッシングマシンの項及び二重構造式三槽ドラムの項並びに繊維機械の款ダブルツイスターの項、自動管巻機の項からリーチングマシンの項まで、高温高圧噴射自動認織機の項、ウインスジッカーの項、真空熱処理装置の項、高熱処理機の項、サイジングテストマシンの項、パーマネントプレス機の項及びストライプ作成装置の項を削り、同表試験機械の款エックス線マイクロアナライザーの項中「5,500円」を「4,500円」に改め、同款マルチ測光顕微鏡の項の次に次のように加える。

ミクロトーム	1時間につき	2,600円
--------	--------	--------

別表第3試験機械の款エックス線光電子分光分析装置の項中「3,300円」を「6,400円」に改め、同款薄膜 用エックス線回折装置の項を削り、同款反射分光膜厚計の項の次に次のように加える。

蛍光エックス線式膜厚計	1時間につき	1,100円
-------------	--------	--------

別表第3試験機械の款蛍光分光光度計の項の次に次のように加える。

近接場光学顕微鏡分析装置	1時間につき	3,000円
画像分光色彩計	1時間につき	1,600円

別表第3試験機械の款光スペクトル分析器の項の次に次のように加える。

光計測システム1時間につき1,100円光パワーメータ1時間につき500円

別表第3試験機械の款質量分析計付ガスクロマトグラフの項を次のように改める。

ガスクロマトグラフ質量分析装置 1 時間につき 1,900円

別表第3試験機械の款示差走査熱量測定装置の項の次に次のように加える。

迅速熱伝導率計 1時間につき 650円

別表第3試験機械の款原子吸光分光分析装置の項中「2,100円」を「2,000円」に改め、同款シーケンシャル型発光分光装置の項及び電気化学測定装置の項を削り、同款有機材料用液体クロマトグラフの項を次のように改める。

 液体クロマトグラフ質量分析装置
 1時間につき
 4,200円

別表第3試験機械の款粗たんぱく分析装置の項の前に次のように加える。

イオンクロマトグラフ 1時間につき 2,000円

別表第3試験機械の款核酸・たんぱく質分析システムの項の次に次のように加える。

| 全窒素測定装置 | 1時間につき | 1,800円

別表第3試験機械の款飛行時間型質量分析システムの項及び生理活性評価システムの項を削り、同款純水 及び超純水製造装置の項を次のように改める。

超純水製造装置 1リットルにつき 450円

別表第3試験機械の款微生物培養器の項を次のように改める。

安全キャビネット 1時間につき 550円

別表第3試験機械の款振とう培養装置の項の次に次のように加える。

| 滅菌器 | 1 時間につき | 450円

別表第3試験機械の款プログラム低温恒温器の項、液体窒素試料保存容器の項、水分率測定装置の項、材料試験用高温炉の項及び精密万能材料試験機の項を削り、同款流動電位測定装置の項を次のように改める。

| 耐電圧試験器 | 1 時間につき | 450円

別表第3試験機械の款動粘度精密恒温槽の項、恒温度器の項、撹拌機の項及び検長機の項を削り、同款フラットペットプレスの項を次のように改める。

 摩擦感測定装置
 1時間につき
 700円

別表第3試験機械の款電気植毛試験機の項からウォッシュアンドウェア試験機の項まで、ランドリーテスターの項及びガス腐食試験機の項を削り、同款ウェザオメータの項の次に次のように加える。

塩水噴霧試験機 1 時間につき 650円

別表第3試験機械の款接触電気抵抗測定装置の項を次のように改める。

高抵抗計 1時間につき 550円

別表第3試験機械の款デジタル電圧計の項の前に次のように加える。

低抵抗計1時間につき500円

別表第3試験機械の款エルシィーゼットメーターの項を次のように改める。

 LCRメーター
 1時間につき

 450円

別表第3試験機械の款キューメーターの項及び三次元測定機の項を削り、同款流動・凝固解析システムの項を次のように改める。

構造解析システム 1時間につき 1,900円

別表第3試験機械の款視点軌跡追従装置の項の次に次のように加える。

 デザイン評価開発システム
 1時間につき
 2,800円

別表第3試験機械の款低被ばくデジタルエックス線撮像装置の項の次に次のように加える。

マイクロエックス線CTスキャナー 1時間につき 5,300円

別表第3試験機械の款高速度カメラの項の次に次のように加える。

 デジタル高速度カメラ
 1 時間につき
 750円

別表第3試験機械の款小型超遠心機の項、フルイ振盪機の項、赤外線応力画像測定装置の項、粒度分布測 定装置の項及び超音波ホモジナイザーの項を削る。

別表第4の1の部物理化学試験の款サイズ度測定の項、耐酸性試験、耐アルカリ性試験又は耐薬品性試験の項及び耐油性試験の項並びにゴム及び合成樹脂材料試験の款を削り、同部電気試験の款パルス性雑音試験の項中「2,400円」を「2,700円」に改め、同款電源雑音試験の項中「3,550円」を「4,000円」に改め、同款シールド性能試験の項中「7,100円」を「8,000円」に改める。

別表第5繊維染色加工の款電気植毛加工の項及びその他の加工の款ロール混練加工の項からプラズマ浸炭装置による加工の項までを削る。

(兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則 (平成5年兵庫県規則第42号) の一部を次のように改正する。

別表3の部を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。